

閣情第 1077 号  
平成 30 年 7 月 27 日

関係各位

内閣官房内閣情報調査室次長

(公印省略)

内閣府独立公文書管理監による「特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか」の検証・監察について（通知）

平成 30 年 3 月 28 日付けで衆議院情報監視審査会から衆議院議長宛てに提出された平成 29 年年次報告書における政府に対する意見のうち、「特定秘密文書廃棄問題」に関する別添の意見を踏まえ、内閣府独立公文書管理監による検証・監察における特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書（以下「保存期間 1 年未満の特定秘密文書」という。）の取扱いに関する考え方を下記のとおりとしますので、関係各部署への周知及び当該検証・監察への協力方につきよろしく配意願います。

#### 記

1. 内閣府独立公文書管理監は、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（以下「運用基準」という。）V 3（1）ア等に従って、特定秘密の指定及びその解除並びに行政文書ファイル管理簿（公文書管理法第 7 条第 1 項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第 5 条第 5 項に規定する行政文書ファイル等をいう。）のうち特定秘密である情報を記録するもの（以下「特定行政文書ファイル等」という。）の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに運用基準 I から III まで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察を行っているところである。

さらに、運用基準 V 3（1）イにおいて、「内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。」とされているが、ここでいう「特定秘密である情報を含む資料の提出」を求めることができるのは、内閣府独立公文書管理監が、運用基準 V 3（1）アに定める検証・監察をするために「必要があると認め」たときでなくてはならないと解すべきであるところ、これまでも内閣府独立公文書管理監は、運用基準 V 3（1）アに定める検証・監察をするために必要があると認めたときは、「（保

存期間1年未満の特定秘密文書を含め、)特定秘密である情報を含む資料の提出」を行政機関の長に求めてきたところであると承知している。

2. 今般、別添の衆議院情報監視審査会の政府に対する意見が出されたことを前提として、行政機関による特定秘密文書の取扱いに係る実務や上記1.の内閣府独立公文書管理監による検証・監察の実情も踏まえ、内閣府独立公文書管理監が、「保存期間1年未満の特定秘密文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか」(以下「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」という。)を検証・監察することは、保存期間が1年以上である特定行政文書ファイル等の管理が適正に行われているか否かについての検証・監察の一部を構成するものと考えられることから、運用基準V3(1)アの「特定行政文書ファイル等の管理」の検証・監察には、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否、すなわち、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含まれると解することを新たに示すこととした。

3. (1) そこで、今後、内閣府独立公文書管理監が、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うために必要があると認め、保存期間1年未満の特定秘密文書を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をするときは、これらの求めや実地調査は、運用基準V3(1)イに基づくものとして、内閣府独立公文書管理監による従来 of 検証・監察と同様に、運用基準V3(2)に従って然るべく対応することが必要である。

(2) なお、歴史公文書等に該当せず、意思決定過程等の検証に必要な行政文書に該当しない保存期間1年未満の特定秘密文書を全て調査するために、一定期間厳重に管理することは、情報保全、執務室のキャビネット又はハードディスクの容量等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、内閣府独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保する必要があることから、内閣府独立公文書管理監は、保存期間1年未満の特定秘密文書の全てについて行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないかを検証・監察するのではなく、抽出して検証・監察することが想定される。特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察に際し、内閣府独立公文書管理監から提出を求められていない保存期間1年未満の特定秘密文書については従来どおり取り扱って差し支えない。

4. なお、特定秘密である情報を記録する行政文書も、公文書管理法が当然適用されることから、「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定。平成29年12月26日一部改正)に基づく厳格なルールの徹底を図り、確実に運用することが必要である。

本件送付先 特定秘密の指定権限を有する行政機関又は特定秘密文書を保有  
したことがある行政機関の担当局長等  
写し 内閣府独立公文書管理監

(別添資料)

○衆議院情報監視審査会 平成 29 年年次報告書 (平成 30 年 3 月 28 日) (抄)

第 1 政府に対する意見 (調査結果)

1 政府に対する意見

(1) 特定秘密文書廃棄問題

ア 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 独立公文書管理監が、特定秘密文書の行政文書の保存期間が 1 年以上とするか否かの保有行政機関の判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することを検討すること。

イ (略)

ウ 行政文書の保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係

(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書が大量に廃棄されている実態に鑑み、保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うよう、早急な運用の見直しを行うこと。

エ (略)

(2) ~ (7) (略)